



第197号
2016年
3月10日

発行所 岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
7168 (内線)
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp

目次： 1~2：駐車料金値上げに関する要求書，職員証の取り扱いについての意見書提出
2~3：普通解雇および論文不正問題に関する質問書の回答 4~5：全大教より声明 6：旅日記
7~8：病院協議会総会報告，単組だより（理学部）（教育学部）（附属学校園）

3/1 駐車料金値上げに関する要求書を提出しました

1月25日付けで2016年4月から駐車料金を値上げするという通知がありました。これは職員の労働条件に関する不利益変更であり，事前に組合に何の連絡もなくこのような決定があったことはこれまでの労使の信頼関係を脅かす重大な問題だと組合では考えています。今後労働条件に関する不利益変更を行う場合は必ず事前に組合に協議の申し入れをしていただきますようよろしくお願いいたします。

この駐車料金に関して以下の要求をいたします。3月11日までに回答をお願いいたします。

1. 駐車料金を改定する理由を明らかにすること。
2. 平成26年度および平成27年度の駐車料金の黒字分は駐車場などの整備に使われたと認識しているが，その黒字の金額と具体的にどの整備にいくら使用したのか内訳を明らかにすること。
3. 平成28年度の駐車料金改定の結果見込まれる平成28年度の黒字額を明らかにすること。またそれを具体的にどのような整備にいくら使用する予定か内訳を明らかにすること。
4. 自動車通勤者は通勤距離が片道5km以上とされているが，非常勤職員も含めて，個別の公共交通機関の利用環境などを十分に考慮した制限へ緩和（もしくは変更）すること。



3/4 2016年3月31日に有効期限満了を迎える職員証の 取り扱いについての意見書を提出しました

日頃から岡山大学の運営にご尽力されていることに敬意を表します。

さて，2016年2月29日付で「平成27年度末に有効期限満了を迎える職員証の取扱いについて」との通知をいただきました。この件について岡山大学職員組合は職員の身分を証明する職員証の取扱いということで関心を持って注視してまいりました。この度，2016年3月31日に有効期限満了を迎える職員証に関して，合成紙カードの職員証を発行し，これまでの旧職員証と同時携行するという通知があったことについては誠に残念であると考えています。この件に関する岡山大学職員組合の意見を意見書として提出します。

1. 職員証は岡山大学の職員であることを内外に証明するものであり，そこに疑義のある記述があるものを職員証として用いることには大きな問題がある。
2. 2016年3月31日で有効期限満了を迎える職員証にはこの職員証の期限が2016年3月31日であることとともに有効期限が満了したときにはこの職員証を発行者に返還しなければならないと明

記してある。したがって有効期限を過ぎた職員証を持っている人物がその期限を過ぎた職員証を所持しているという事実でもってその信用を失う可能性を捨てきれない。

3. 2016年3月31日に有効期限が切れる職員が多数いることを岡山大学は以前から把握できているはずであり、「更新費用を確保できない」という理由には妥当性がない。
4. 通知を読むと、2016年3月31日に有効期限満了を迎える職員以外に対しては今後もこれまでと同じようにIC付き職員証を発行するように解釈できる。そうであるならばなおさら合成紙カードの職員証の有効性が疑われる場面があり得ると思われる。
5. 今後も新規職員などにIC付き職員証を発行するならば、2016年3月31日に有効期限満了を迎える職員にも順次予算をつけて旧職員証をIC付き新職員証に交換すべきである。
6. 新職員証も写真付きだそうだが、写真付きの場合は職員証の期限を設定しないのは難しいのではないか。もし27歳で入職して30年勤めた場合、27歳の写真の職員証が57歳でも有効というのは無理があると考える。例えば顔写真のついている運転免許証は最大有効期限が約5年、日本のパスポートの有効期限は10年である。
7. 本当に更新費用の捻出が難しいのであれば、ICカード付きの入館証と職員証を別にするなどの抜本の変更をするべきではないか。

2/17 普通解雇および論文不正問題に関する質問書の 回答が届きました



1. 森山氏らは懲戒解雇ではなく普通解雇であると報道されていますが、普通解雇とはどのような制度でしょうか。本件処分に至った手続きについても教えて下さい。また森山氏らが懲戒解雇ではなく普通解雇となった理由は何でしょうか。

(回答)

普通解雇とは、就業規則23条に定める措置であり、本学から労働契約を解消するものであります。制裁としての懲戒処分としての懲戒解雇とは性質が異なります。退職金も満額支給されます。

解雇事由としては、心身故障や勤務成績不良などがありますが、今回は本学教授に必要な適性を欠くという理由であります。

今回、普通解雇に至った経緯については、以下のとおりであります。

- (1) 平成27年1月、大学院医歯薬学総合研究科長より、被解雇者に非違行為があったとして、学長宛に顛末報告書が提出され、学長は教員懲戒等審査委員会に審査を依頼した。
- (2) 同年2月、教員懲戒等審査委員会において、調査委員会を設置することが決定され、調査委員会は同年3月～7月にかけて調査を行い、同年8月に教員懲戒等審査委員会委員長へ調査結果を報告した。
- (3) 教員懲戒等審査委員会は、3回に亘り慎重に審議を行い、同年9月に学長へ審査結果を報告した。
- (4) 結果報告において、非違行為に加えて不適切な行為が多数認定されていることから、これらの事実も含め、教員としての適格性を審査する必要があったため、同年9月に開催された教育研究評議会において人事審査委員会を設置することが承認された。
- (5) 人事審査委員会は、同年10月にかけて7回の審査を行い、学長へ審査結果を報告した。
- (6) 教育研究評議会は、2回の審議を行い、全会一致により解雇が相当と決定し、同年11月、審査説明書を交付した。

(7) 両名からの陳述請求及び陳述書に基づき、同年12月9日の教育研究評議会において解雇が相当との審査結果を決定し、学長は、両名に対し、12月28日付けの人事異動通知書を交付して解雇とした。

以上の経緯により普通解雇となったものです。

2. メディアなどでは論文不正を告発したために解雇されたという論調で報道がなされていますが、岡山大学職員が論文不正を外部に告発した場合、岡山大学からの解雇を検討されることが一般的にあるのでしょうか。



(回答)

「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」第5条に基づき、論文不正が疑われる場合、法人監査室に対して、告発を行うことができます。この告発については、悪意に基づく告発（調査対象者を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は、本学や調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいいます。）でない限り、告発者に不利益な取扱いをしてはならないとされています（同規程第7条第1項）。

外部への告発についても、告発の目的の正当性、告発内容の真実相当性、告発を外部機関に行う必要性が認められる場合は、解雇等の検討の対象にはなりません。

なお、今回の解雇において、一部メディア等で、論文不正告発を原因とする解雇であるかのごとく報道されていることは承知しておりますが、今回の解雇事由として論文不正告発を行ったことは含まれておりません。

3. 論文不正に関しては問題なかったと岡山大学の調査委員会が結論を出していますが、メディアなどにはその結論に疑いがあるという意見があります。調査委員会の結論に納得できなかった場合、異議申立をする制度が岡山大学にはあり、今回森山氏はそれを行ったけれども取り上げられなかったと報道されています。異議申立が適切に取り上げられなかったと判断した場合は、それに対応する方策が残されているのでしょうか。

(回答)

「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」第15条では、不正行為の認定に対して不服があるときは不服申立てを行うことができると定められています。この制度は、当事者に不服申立てという手続保障を与え、調査委員会及び予備調査委員会の構成員及び専門委員を除く者で構成された不服申立委員会で再審査の是非を審査することで調査委員会の調査の適正をより強く担保するものです。

上記のとおり、本学規程においては、十分な手続保証がなされておりますので、不服申立ては同一理由により繰り返し行うことはできないこととしています。

なお、森山氏が不服申立てを行ったことは事実ですが、この不服申立ては、平成27年3月31日改正前の同規程に従って、調査委員会等に関与していない者で構成された不服申立審査委員会が設置され、審査を行った結果、再審理の必要はないと判断されています。したがって、不服申立てが適切に取り上げられなかったという主張は妥当でないことを申し添えさせていただきます。

組合では、議論し再度質問する予定です。ご意見があればお寄せください。



～ 全大教から ～

(声明) 大学教員の処分手続きおよび内容の適正化を求めます

～ 大学教員の身分保障は学生の教育権を保障し

学問の自由を守るために必要なものです ～



最近、国立大学において、教員が長期間の停職など重い懲戒処分を受け、なかには解雇されるという事件が立て続けに発生しています。これらの事件の中には、処分手続きが不十分、あるいは処分内容が恣意的と疑われる事案が含まれています。

たしかに、大学教員による研究不正や、学内外における犯罪行為・社会通念上許されない行為が発生する場合もあり、そうした事案に対しては、身内をかばうということではなく、厳正な審査の上で公正な処分が行われなければならないのは当然です。

しかしながら、不十分あるいは恣意的な手続が疑われる事案が発生する背景には、学校教育法の「改正」(註1)によって、相当数の大学において、教員の不利益処分や懲戒を含む教員人事事項が教授会の審議事項から外され、さらに大学によっては、教員の処分に学長・役員会の意向が直接反映されやすくなるよう人事委員会(あるいは懲戒委員会)等の構成等が変更されている、などのことがあります。学長・役員会が、社会からの非難を恐れ、あるいは学内の政治的思惑から、厳正・公正な調査と審査を経ずして処分権を発動しているのではないかと、また、処分の量定において過度の厳罰主義に陥っているのではないかと疑われる事例もみられます。

私たちは、こうした傾向に危惧を覚えます。

恣意的、不公正な審査によって教員が不当な処分を受けるといった事態は、それが教員本人の身分・労働条件についての重大な問題であるとともに、教育を受ける学生の教育権の問題でもあります。現に教育を受けている教員の突如の変更や、かつて教育をうけた教員に対する理不尽な処分による名誉の毀損は学生にも及び、学生の人生にとっても非常に大きな不利益となります。

軽々に教員の身分が不利益に変更されることがまかり通ることは、学問の自由に触れる問題です。それは、教育、研究内容を萎縮させ、そのことは学術全体の歪みにつながっていきます。

私たちは、国立大学においては教育公務員特例法の対象外となった現在でも(註2)、教員の身分に関わる審査は、教員代表が構成する教育研究評議会において慎重な審査が行われることが必要であり、学長・役員会はその審査を最大限尊重すべきと考えています。その審査は、必要かつ十分な事実調査の上になさなければならないと、それは厳正であり専門的見地からなされるよう、公正な構成をもつ調査委員会においてなされていなければならないと考えています。

国立大学法人においては、現在でも学校教育法によって、教授会において教員人事について審議することが求められており、国立大学法人法により教育研究評議会の審議事項であることを確認されなければなりません(註1及び註3)。こうした厳正・公正な手続が、慎重に進められたうえで、適正な処分が行われるように求めます。

大学自身が、自ら社会に対して責任をもって説明をすることができる十分な自浄機能を持ち発揮し続けることが、社会からの付託にこたえることであり、学術を守り育てる責任を果たすことであると確信しています。

学長・役員会には、こうした考えを共有し、ともに大学・学術を守っていくことを求めます。

2016年2月4日

全国大学高専教職員組合中央執行委員会

--

註

1) 2015年の学校教育法の「改正」によって教授会の審議事項に関する定めがなされた。中でも、同法第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」の一として、同法の施行通知(文部科学省)で「学校教育法第93条第2項第3号の「教育研究に関する重要な事項」には、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査等が含まれて」と明示されている。

2) 教員の身分に関わる決定については、かつて、国立大学が法人化される以前は、教育公務員特例法によって、「転任・降任・免職」については、「評議会の審査の結果によるのでなければ、意に反して転任・降任・免職されない」、「懲戒」については、「評議会の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けない」と、いずれも評議会の審査が要件であった。法人化によって、国立大学教員の身分が非公務員となった。このことにより自動的に、教育公務員特例法の適用の対象外となった。

しかし、公務員法制の適用から外れたことで、ただちに教員に対するこれらの不利益処分を教員代表機関の審査に付す必要性がなくなったわけではない。

教育公務員特例法によって、教育に携わる公務員である国立大学教員の身分が「特例」とされていたのは、公務員一般の身分と同等に任命権者の意思によって処分を受けることは大学の自治を侵害し学問の自由を危うくすることにつながりかねないので、それを排除するために、人事権を大学に、しかも専門的見地から十分に審査するために、教員組織である(教育研究)評議会に置いたものである。この法の趣旨は現在でも非常に重要であり、大学においてはそれぞれの自治の判断で、組織的に十分な審査を進めることを旨とし、教育研究評議会における審議を実質的に十分に行うことを定めて、実施していくことは必要である。

3) 国立大学法人法では、教育研究評議会についてその審議事項の一として、第11条第4項第4号に「教員人事に関する事項」をあげている。この「教員人事に関する事項」には当然ながら懲戒に関することも含まれている。にもかかわらず、実際の運用でそのようになっていない大学があり、このことは重大な問題であると考えられる。さらには、教育研究評議会の構成が、専断的大学運営を行う学長の意向に沿う形で、教育研究に関する重要事項を審議するに相応しい公正な構成とはいえない状況にさえなっている国立大学法人も見受けられる事態は、大きな問題である。

組合からのコメント

昨年の学校教育法の「改正」によって、学長の権限が強化されました。責任が明確になる、決断が素早くなるなどのメリットが指摘されますが、他方、学長の決定が恣意的専断的になったときに歯止めがかからなくおそれがあります。岡山大学での森山教授らの解雇問題につき、組合にどうなっているのかとの多くの問い合わせをいただきます。大学当局の回答を本号に掲載しているように、我々としてもこの事件を理解すべく大学当局に質問を行ってきたところです。組合に、両当事者に意見を聞く権限はありませんし、すでに裁判で争われていることもあり、我々としては事態の理解を深めつつ裁判を見守っているところです。岡大の事例が学長の恣意的専断かどうかは裁判で判断されることになると思われますが、他大学においてもこうした問題が起こっています。福岡教育大学では、教授会で選考した教員に対し組合活動を理由に管理職に選ばなかったりしたことなど4件に対し、福岡県労働委員会が救済命令を出しています。上記の全大教声明はこうしたことを視野に入れ出されたものだと思います。組合は、大学教職員が不当に権利を侵害されないよう今後とも努力してまいります。

無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも、法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受付けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：藤井和佐 文学部教授(内線8451)



ローカル線で行く！フーテン旅行記

第31回こんぴらさんと秘境駅を訪ねて！ 土讃線

工学部単組 大西孝

四国はJRが走る四島の中では最も小さな島ですが、旅情溢れる魅力的な路線が多くあります。今回は、香川県と高知県を結ぶ土讃（どさん）線の香川県から途中の徳島県までの区間を取り上げ、「こんぴらさん」での呼び名でお馴染み金刀比羅宮と、徳島県に入ってすぐにある秘境駅の旅をご紹介します。

土讃線は、香川県の多度津駅から、高知県西部の窪川駅を結ぶ、四国で2番目に長い路線です。高松と宇和島を結ぶ、四国最長の予讃（よさん）線が、瀬戸内海に沿って穏やかな風景が広がるのに対して、土讃線は瀬戸内から太平洋側へ抜けるために、琴平駅から徳島県の阿波池田駅にかけて讃岐山脈を越え、さらにその先も大歩危、小歩危と呼ばれる吉野川の深い谷に沿って走る山岳路線です。終点が近づくとも太平洋が見え、窪川駅からは四万十川に沿って宇和島まで走る予土（よど）線に接続しています。

土讃線は多度津駅から琴平駅の間だけが電化されており、琴平駅までは高松からの近郊電車が頻繁に運行されるほか、1日に2往復だけ岡山駅を結ぶ普通列車もあります。この普通列車は快速マリンライナーと比べるとずいぶんのんびりと走り、途中の児島駅では特急と快速に追い抜かれるために20分も停車する始末ですが、乗り換え

ずに琴平に行けるので便利です。金刀比羅宮については、詳しいことはガイドブック等に譲りますが、折角お参りするのであれば、奥社こと厳魂（いづたま）神社まで行ってみたいところです。本殿まででも約790段の階段の連続で大変ですが、奥社まではさらに約580段を登る必要があります。特に奥社が近づいてくると参道はつづら折れになり息が上がります。しかしそこを我慢して登り切ると、静かに鎮座する奥社にたどり着きます。奥社からは、讃岐名物のおむすび形の山々に加えて、天気良ければ遠くに瀬戸大橋まで見通せ、よくぞここまで登ったという達成感を味わえます。

駅に帰って、膝が笑うのを我慢して阿波池田行の数少ない普通列車に乗り込みます。琴平駅を出ると1両だけのディーゼルカーは山越えにかかりエンジン音が高なります。猪鼻（いのほな）トンネルで峠を越え、列車は軽やかに坂を下って行きます。そして、徳島県側の最初の駅、坪尻（つぼじり）駅に到着します。この駅は、秘境駅、つまり周りに人家も何もない駅として全国的に名高く、乗降客はほとんどいないにも関わらず、多くの鉄道ファンが訪れます。ただし注意が必要なのは、坪尻駅はあまりに乗降客が少ないので、普通列車の中でも通過するものがあり、よく時刻表を確認しておかないと、あっけなく通過してしまうことになります。坪尻から先、阿波池田へ向かってはさらに列車は高度を下げ、車窓の右手には遠く吉野川と池田の市街が見え、やがて吉野川を長い鉄橋で渡ると、間もなく阿波池田です。琴平から阿波池田の間は、特急列車だとあっという間に通過してしまいましたが、普通列車でのんびりと秘境駅や車窓に広がる川の表情などを楽しむのも良いものです。



本殿まであと一息。最後の133段の階段を登ります。地元の幼稚園児も参拝にきていました。



本殿からさらに約580段の階段を登って人もまばらな奥の院へ着きました。ここまで琴平駅から約1時間半です。



山に囲まれた秘境駅、坪尻。阿波池田行きの普通列車は右隣の本線を走ってきて駅を通り過ぎた後、バックで駅ホームへ進入し、再度向きを変えて出発します。

2016年全大教病院協議会総会報告

(2.27～28 東京)



街歩きのメッカ「谷中銀座」から程近い谷中區民館にて、病院協議会総会が開催さ

れました。岡山大からは、執行委員の小河が参加させていただき、当日は議長として議事の進行を勤めさせていただきました。当日は12単組14名と、中執および講師を入れて21名の参加がありました。

会議では、看護職員労働実態調査の中間報告や、

今後の運動方針、拡大等について話し合わせ、また各大学からの質問に対する情報交換が行われ、提案された運動方針は全会一致で承認されました。また、本年度の新執行が提案され、現執行部に小河が病院協議会幹事として加わることが承認されました。

また、28日の学習会では、「病院職員の保育環境を支える『大学保育園』の現状・課題と展望」と題して、名古屋大学内の保育所を運営する社会福祉法人緑の丘福祉会 難波忠清氏(理事・事務局長)から、保育所に関する諸制度や待機児童・人手不足問題等の問題、国立大学の学内保育所の現状等の情報提供があり、大学学内の保育所について、子供を預けている親の立場ということもあり、再度考えさせられるものがありました。

(小河達之)

単組だより 理学部職組より 新年会開催

2016年1月29日(金曜日)19時より、理学部職員組合の新年会を開催しました。場所は、北区本町の「湊一や」でした。10名の組合員の参加がしました。この新年会は、3月でご退職される方の送別会も兼ねて行われていますが、今年度のご退職される方がおられませんので、純粋に新年会としてだけの開催です。理学部では新規加入者が少なく、退職者の方が多いため減少傾向にあります。今年度は現状維持となります。

さて、新年会の内容ですが、「60分授業・4学期制」「年俸制」「GDPによる教員再配置」など多岐にわたりますが、組合の懇親会らしい話題を語り合っていました。そのなかで「駐車料金改定」についての話も上りました。突然の「駐車料金改定」に皆さん憤りを感じておりましたが、他方、キャンパスの環境改善や整備、駐車場の確保などの観点からの改正と理解しており、納得している面も見受けられました。しかし、後日、1ヶ月の駐車料金が500円から1,000円に値上がりするという問題に留まらないことが発覚しました。それは、この改定により、殊のほか不利益を被る方がお

られるという事実です。具体的には、非常勤職員の方で、自宅からの通勤距離が5km未満のため、車通勤は許可されず、公共交通機関も便利なところではないため、自転車通勤している方がおられます。しかし悪天候のとき、自転車で30分の通勤は厳しいため、1日500円払って車で通勤しています。駐車料金が改定されると、1日1,000円となり、時給より高くなります。非常勤職員の場合、悪天候の度にこのような出費が嵩みますと給与に大きく影響します。梅雨時期など月6回ほど悪天候が発生しますと、1日分の給与が駐車料金として消えてしまいます。

この問題について、理学部単組からも改定案を連合体へ提案しました。2月の連合体執行委員会において議論し、大学側に要求書を提出することが決定しました。(3/1提出済、1面参照)こちらの要求が認められない場合、次年度の学長交渉においても引き続き議論し、早期改善をめざすことも合わせて決定しました。

このように理学部単組も皆様の環境改善を求める活動をしております。新規加入をご希望の方は、是非に組合員へお声を掛けて下さい。

(理学部 長尾暢頭)

* あなたも組合の仲間になりませんか? *

* 私たちは、あなたの参加を期待しています *

教員の方も、事務職員の方も、技術職員の方も、パートの方も本組合に入ることができます。どうぞ、お近くの組合役員もしくは、組合事務所までご連絡ください。

Tel/Fax : 086-252-4148 (内線 7168)

メールアドレス : ODUnion@mb4.seikyone.jp

HP : <http://hb4.seikyone.jp/home/ODUnion/>



附属学校職組より 校園長との懇談会報告

附属学校園職員組合では、12月21日16:30～、各学校園長及び副校長との懇談会を行いました。懇談会では、7月に組合員にとってアンケートをもとに、教職員の待遇改善、民主的な職場の確保、福利厚生充実の充実、学部と各園校との関係などを中心に、話し合いました。要求のほとんどは「勤務時間が長い」「休みがとれない」といった勤務に関

することと、人員が減らされることへの不安です。「休日の引率など、県の手当ではアップしているので、附属も同じレベルにして欲しい」との要求には、人事交流できている職員が不利にならないように、調査をした後、回答をするとのことでした。附属4校園は、県内の公立学校との交流人事ですが、中には「大学採用を行ってほしい」という意見もありました。

教育学部職組より 仲間の意外な素顔が飛び出した『そば打ち体験×地酒で一献会』

2月2日、「そば打ち名人」山下義宣先生を講師にお招きして、教育学部東棟1階にある陶芸教室において、教育学部の12名の職員の仲間でそば打ちの体験をしました。山下先生は全麺協が主催するそば打ちの最高段位4段をお持ちですが気さくな名人です。当日も、ユーモアたっぷりの「そば話」をお聞かせ下さいながら、そば打ち初体験の仲間も楽しめるよう、温かく、明るい雰囲気を作ってくださいました。

そば打ちの工程は、粉あわせ、水回し、こね・ねり、のし、切り、茹でとあり、本体験も、粉あわせから順番にさせていただきました。すべての工程で肝心なのが「均一」「均等」「万偏なく」なのだそうです。そばの質にムラがなく、粉の端々にまで、思いを行き届かせると、おいしいそばになるとのことです。同じではないのですが、仲間と共に何かを成し遂げるときのポイントと似ているように思います。

参加の職員のみなさんは、エプロンにバンダナの出で立ちでしたので、普段、職場では見られない、意外な一面が、一層引き立っていました。「あの先生、あんなに几帳面だったんだ」「器用に練られますね」など、これまであまりイメージしなかった仲間の性格や行動に、新鮮な発見やら、驚きやらで思わず声が漏れていました。

そばを切る工程では、それぞれ個性溢れる(?)切り方で、うどんとも、そばとも、きしめんとも言えない新しい「麺」がたくさん笑顔の中で生まれていました。

さらに、切りあがったそばを持って、Jテラスカフェへ移動しました。キッチンをお借りして、山下名人が皆さんの分のそばを茹でてくださいました。そして、あらかじめJテラスカフェさんにご準備いただいた岡山の地酒を傾けながら、ご自分で打たれた「世界で一つだけのそば」をいただきました。

たった、2時間だけの短い時間の中でしたが、日本の食文化の楽しさ、美しさ、深さ、そしておいしさを存分に堪能できた至福の時間でした。

(上村弘子)



そば打ちの様子

地酒と自分だけのおそばで舌鼓



山下名人を囲って記念撮影

～お知らせ～ 出張用宿泊予約が可能なサービスの提供について

組合は以前、団体交渉で消費税の増税や都市部の宿泊費の高騰に対して、日当・宿泊料の増額を要望していました。たちまち、旅費規程を改正することは難しいとのことですが、岡山大学教職員向け限定の出張用宿泊予約が可能なサービスの提供が受けられるようになりました。詳しくは学内教職員専用ページ内下記 URL をご参照ください。(人事 → 労務担当 → 岡山大学向け宿泊先予約限定プラン)

https://iwap.cc.okayama-u.ac.jp/fw/dfw/STAFFNEW/okayama-u/staff_only/page.php?sec=ctg_1&jpmi=jalan